

福岡県公報

令和 3 年 11 月 26 日
第 253 号

目 次

告 示 (第946号 - 第958号)

| | | |
|---------------------------------|-----------|----|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○県営住宅の名称及び位置 | (県営住宅課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 9 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 | (環境保全課) | 9 |
| 公 告 | | |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (税 務 課) | 13 |
| ○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 | (都市計画課) | 13 |
| ○都市計画の変更の案の縦覧 | (都市計画課) | 13 |
| ○土地改良区の役員の退任 | (農村森林整備課) | 14 |
| ○落札者等の公示 | (総務事務厚生課) | 14 |

| | | |
|-----------------------------------|-----------|----|
| ○競争入札参加者の資格等 | (総務事務厚生課) | 14 |
| ○一般競争入札の実施 | (総務事務厚生課) | 16 |
| ○一般競争入札の実施 | (総務事務厚生課) | 19 |
| ○意見募集の結果の公示 | (財産活用課) | 22 |
| ○落札者等の公示 | (市町村支援課) | 22 |
| ○落札者等の公示 | (市町村支援課) | 22 |
| ○落札者等の公示 | (市町村支援課) | 23 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 23 |
| ○都市計画の変更の案の縦覧 | (都市計画課) | 23 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 24 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (経営技術支援課) | 24 |
| ○筑後川中流平野左岸圏域に係る河川整備計画 | (河川整備課) | 24 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 24 |
| ○公共測量の終了 | (県土整備総務課) | 25 |
| ○公共測量の終了 | (県土整備総務課) | 25 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 25 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 26 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 27 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 27 |

選挙管理委員会

| | | |
|---|----------|----|
| ○政治団体の平成29年分収支報告書の要旨、平成30年分収支報告書の要旨及び令和元年分収支報告書の要旨の一部訂正 | (市町村支援課) | 27 |
|---|----------|----|

公安委員会

| | | |
|---------------------------|-------------|----|
| ○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定について | (警察本部生活保安課) | 32 |
|---------------------------|-------------|----|

海区漁業調整委員会

○小型定置網漁業の操業保護区域 (漁業管理課) ……………32

告 示

福岡県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|-----------------|------------|--------------------------------------|------------------|---------------|
| 八 女 | 県 道 | 久留米 立 花 線 | 前 | 八女市立花町原島805番5先から 八女市立花町谷川992番2先まで | 9.0 ～ 28.2 | 831.6 |
| | | | 後 | 八女市立花町原島805番5先から 八女市立花町谷川992番2先まで | 5.0 ～ 26.0 | 831.6 |

福岡県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------------|-------|---------------|
| | | |

| | | |
|-----|-----------------|---------------------------------------|
| 八 女 | 久留米 立 花 線 | 八女市立花町原島359番3先から 八女市立花町谷川1038番2先まで |
|-----|-----------------|---------------------------------------|

福岡県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|-----------------|------------|---|-------------------|---------------|
| 北九州 | 県 道 | 中 間 水 巻 線 | 前 | 遠賀郡水巻町頃末北1丁目1127番40 先から 遠賀郡水巻町頃末北4丁目1221番4 先まで | 34.8 ～ 80.0 | 74.5 |
| | | | 後 | 遠賀郡水巻町頃末北1丁目1127番40 先から 遠賀郡水巻町頃末北4丁目1221番4 先まで | 34.8 ～ 93.9 | 74.5 |

福岡県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成13年10月25日農林水産省告示第1423号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1370号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の

規定により次のように告示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1357号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年2月24日農林水産省告示第325号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第953号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年1月22日農林水産省告示第158号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第954号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により次のように県営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

県営住宅の名称及び位置（平成31年3月福岡県告示第138号）は、令和3年11月25日限り廃止する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 名称 | 位置 |
|----|----|
|----|----|

| | |
|------------|----------|
| 福岡県営田ノ浦住宅 | 北九州市門司区 |
| 福岡県営新開住宅 | 北九州市門司区 |
| 福岡県営大里住宅 | 北九州市門司区 |
| 福岡県営藤ノ木住宅 | 北九州市若松区 |
| 福岡県営二島住宅 | 北九州市若松区 |
| 福岡県営高須住宅 | 北九州市若松区 |
| 福岡県営久岐の浜住宅 | 北九州市若松区 |
| 福岡県営桜ヶ丘住宅 | 北九州市戸畑区 |
| 福岡県営椎ノ木谷住宅 | 北九州市戸畑区 |
| 福岡県営高峰住宅 | 北九州市戸畑区 |
| 福岡県営新池住宅 | 北九州市戸畑区 |
| 福岡県営高坊住宅 | 北九州市小倉北区 |
| 福岡県営足原住宅 | 北九州市小倉北区 |
| 福岡県営延命寺住宅 | 北九州市小倉北区 |
| 福岡県営吉田住宅 | 北九州市小倉南区 |
| 福岡県営日豊住宅 | 北九州市小倉南区 |
| 福岡県営枝光住宅 | 北九州市八幡東区 |
| 福岡県営春ノ町住宅 | 北九州市八幡東区 |
| 福岡県営南八千代住宅 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県営大原住宅 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県営水三番住宅 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県営本城住宅 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県営折尾東住宅 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県営浅川住宅 | 北九州市八幡西区 |
| 福岡県営本城西住宅 | 北九州市八幡西区 |

| | |
|------------|--------|
| 福岡県営御幸町住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営浜男住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営松崎住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営浜松住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営城浜住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営西戸崎住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営香椎浜住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営高須磨住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営東箱崎住宅 | 福岡市東区 |
| 福岡県営東領住宅 | 福岡市博多区 |
| 福岡県営東領第二住宅 | 福岡市博多区 |
| 福岡県営上牟田住宅 | 福岡市博多区 |
| 福岡県営月隈住宅 | 福岡市博多区 |
| 福岡県営板付住宅 | 福岡市博多区 |
| 福岡県営千代住宅 | 福岡市博多区 |
| 福岡県営鳥飼住宅 | 福岡市中央区 |
| 福岡県営旭ヶ丘住宅 | 福岡市南区 |
| 福岡県営老司住宅 | 福岡市南区 |
| 福岡県営老岐住宅 | 福岡市西区 |
| 福岡県営玄界小浜住宅 | 福岡市西区 |
| 福岡県営内野住宅 | 福岡市早良区 |
| 福岡県営天領住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営龍湖瀬住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営新町住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営平ノ下住宅 | 大牟田市 |

| | |
|------------|------|
| 福岡県営久福木住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営辻の前住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営開田住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営高泉住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営黒崎住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営小浜住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営小浜第二住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営平野山住宅 | 大牟田市 |
| 福岡県営牟田山住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営西町住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営合川住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営南町住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営花園住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営津福住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営高良内住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営与田住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営梅林住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営田主丸住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営宮の陣住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営津福今町住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営東合川住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営大善寺住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営小森野住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営城島住宅 | 久留米市 |
| 福岡県営林光寺住宅 | 直方市 |

| | |
|------------|-----|
| 福岡県営頓野住宅 | 直方市 |
| 福岡県営鯉田住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営清水谷住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営相田住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営彼岸原住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営有安住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営有安第二住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営立住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営颯田中央住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営愛宕住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営明星寺住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営花瀬住宅 | 飯塚市 |
| 福岡県営伊田原住宅 | 田川市 |
| 福岡県営夏吉住宅 | 田川市 |
| 福岡県営小松原住宅 | 田川市 |
| 福岡県営大浦住宅 | 田川市 |
| 福岡県営田川中央住宅 | 田川市 |
| 福岡県営あさひ台住宅 | 田川市 |
| 福岡県営城山住宅 | 田川市 |
| 福岡県営佃住宅 | 柳川市 |
| 福岡県営蒲池住宅 | 柳川市 |
| 福岡県営矢留住宅 | 柳川市 |
| 福岡県営南馬場住宅 | 八女市 |
| 福岡県営宅間田住宅 | 八女市 |
| 福岡県営花宗橋住宅 | 八女市 |

| | |
|-------------|-----|
| 福岡県営山崎住宅 | 八女市 |
| 福岡県営兼松住宅 | 八女市 |
| 福岡県営ゆいのもり住宅 | 八女市 |
| 福岡県営久富住宅 | 筑後市 |
| 福岡県営長浜住宅 | 筑後市 |
| 福岡県営赤坂住宅 | 筑後市 |
| 福岡県営高銭野住宅 | 筑後市 |
| 福岡県営大坪住宅 | 大川市 |
| 福岡県営小保住宅 | 大川市 |
| 福岡県営行事住宅 | 行橋市 |
| 福岡県営大橋住宅 | 行橋市 |
| 福岡県営中津熊住宅 | 行橋市 |
| 福岡県営金屋住宅 | 行橋市 |
| 福岡県営新地住宅 | 行橋市 |
| 福岡県営豊住宅 | 行橋市 |
| 福岡県営青豊住宅 | 豊前市 |
| 福岡県営宇島住宅 | 豊前市 |
| 福岡県営三毛門住宅 | 豊前市 |
| 福岡県営松ヶ岡住宅 | 中間市 |
| 福岡県営池田住宅 | 中間市 |
| 福岡県営中鶴住宅 | 中間市 |
| 福岡県営あさぎり住宅 | 中間市 |
| 福岡県営大根土住宅 | 中間市 |
| 福岡県営開住宅 | 小郡市 |
| 福岡県営寺福童住宅 | 小郡市 |

| | |
|-------------|------|
| 福岡県営若山住宅 | 小郡市 |
| 福岡県営塔ノ原住宅 | 筑紫野市 |
| 福岡県営宝満荘住宅 | 筑紫野市 |
| 福岡県営二日市住宅 | 筑紫野市 |
| 福岡県営日の出町住宅 | 春日市 |
| 福岡県営竹ノ本住宅 | 春日市 |
| 福岡県営山田住宅 | 大野城市 |
| 福岡県営月の浦住宅 | 大野城市 |
| 福岡県営東郷住宅 | 宗像市 |
| 福岡県営鐘崎住宅 | 宗像市 |
| 福岡県営大島住宅 | 宗像市 |
| 福岡県営神湊住宅 | 宗像市 |
| 福岡県営深浜住宅 | 宗像市 |
| 福岡県営東浜山住宅 | 古賀市 |
| 福岡県営さや住宅 | 古賀市 |
| 福岡県営福岡住宅 | 福津市 |
| 福岡県営東福岡住宅 | 福津市 |
| 福岡県営一ノ瀬住宅 | うきは市 |
| 福岡県営うきは住宅 | うきは市 |
| 福岡県営蓮町住宅 | うきは市 |
| 福岡県営金丸住宅 | 宮若市 |
| 福岡県営宮田住宅 | 宮若市 |
| 福岡県営ゆうひが丘住宅 | 嘉麻市 |
| 福岡県営山野住宅 | 嘉麻市 |
| 福岡県営鴨生住宅 | 嘉麻市 |

| | |
|-------------|--------|
| 福岡県営漆生住宅 | 嘉麻市 |
| 福岡県営北斗台住宅 | 嘉麻市 |
| 福岡県営鴨生藤見台住宅 | 嘉麻市 |
| 福岡県営山野東住宅 | 嘉麻市 |
| 福岡県営又原住宅 | 朝倉市 |
| 福岡県営頓田住宅 | 朝倉市 |
| 福岡県営鳩胸住宅 | 朝倉市 |
| 福岡県営比良松住宅 | 朝倉市 |
| 福岡県営恵比須住宅 | 朝倉市 |
| 福岡県営下小川住宅 | みやま市 |
| 福岡県営渡瀬住宅 | みやま市 |
| 福岡県営前原住宅 | 糸島市 |
| 福岡県営有田住宅 | 糸島市 |
| 福岡県営飛嶽住宅 | 糟屋郡宇美町 |
| 福岡県営坂瀬住宅 | 糟屋郡志免町 |
| 福岡県営志免松ヶ丘住宅 | 糟屋郡志免町 |
| 福岡県営川子住宅 | 糟屋郡須恵町 |
| 福岡県営芦屋住宅 | 遠賀郡芦屋町 |
| 福岡県営大君住宅 | 遠賀郡芦屋町 |
| 福岡県営頃末住宅 | 遠賀郡水巻町 |
| 福岡県営古賀住宅 | 遠賀郡水巻町 |
| 福岡県営おかの台住宅 | 遠賀郡水巻町 |
| 福岡県営三吉住宅 | 遠賀郡岡垣町 |
| 福岡県営遠賀住宅 | 遠賀郡遠賀町 |
| 福岡県営勝野住宅 | 鞍手郡小竹町 |

| | |
|-----------|---------|
| 福岡県営八尋住宅 | 鞍手郡鞍手町 |
| 福岡県営倉坂住宅 | 鞍手郡鞍手町 |
| 福岡県営土師住宅 | 嘉穂郡桂川町 |
| 福岡県営貴船住宅 | 嘉穂郡桂川町 |
| 福岡県営泉ヶ丘住宅 | 嘉穂郡桂川町 |
| 福岡県営下高場住宅 | 朝倉郡筑前町 |
| 福岡県営菊池住宅 | 三井郡大刀洗町 |
| 福岡県営大木住宅 | 三潞郡大木町 |
| 福岡県営須川住宅 | 田川郡香春町 |
| 福岡県営峰地住宅 | 田川郡添田町 |
| 福岡県営宮床住宅 | 田川郡糸田町 |
| 福岡県営池尻住宅 | 田川郡川崎町 |
| 福岡県営西川崎住宅 | 田川郡川崎町 |
| 福岡県営西本町住宅 | 田川郡川崎町 |
| 福岡県営東洋住宅 | 田川郡川崎町 |
| 福岡県営田原住宅 | 田川郡川崎町 |
| 福岡県営五ヶ辻住宅 | 田川郡赤村 |
| 福岡県営赤池住宅 | 田川郡福智町 |
| 福岡県営板屋住宅 | 田川郡福智町 |
| 福岡県営金田住宅 | 田川郡福智町 |
| 福岡県営方城住宅 | 田川郡福智町 |
| 福岡県営尾倉住宅 | 京都郡苅田町 |
| 福岡県営幸町住宅 | 京都郡苅田町 |
| 福岡県営向山住宅 | 京都郡苅田町 |
| 福岡県営小長田住宅 | 京都郡みやこ町 |

| | |
|-------------|---------|
| 福岡県営徳永住宅 | 京都郡みやこ町 |
| 福岡県営今里住宅 | 京都郡みやこ町 |
| 福岡県営のぞみヶ丘住宅 | 京都郡みやこ町 |
| 福岡県営小犬丸住宅 | 築上郡吉富町 |
| 福岡県営下唐原住宅 | 築上郡上毛町 |
| 福岡県営椎田住宅 | 築上郡築上町 |
| 福岡県営築城住宅 | 築上郡築上町 |

福岡県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|-------|---------------|------------|---------|--------|
| 飯居443 | ふれあい介護ステーション絆 | 飯塚市楽市139-1 | R 3・4・1 | 訪介・一号訪 |

福岡県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|---------------|--------------|-----------|
| 直介96 | 山名眼科診療所 | 直方市津田町11番27号 | R 3・9・28 |
| 嘉麻居126 | 訪問看護ステーションゆたか | 嘉麻市鴨生532番地 | R 3・10・31 |

福岡県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|------------------------|----------------------------|-----------------|----------|
| 春介169 | くろつち福岡春日リハビリテーションクリニック | 医療法人 春桜会 春桜会リハビリテーションクリニック | 春日市星見ヶ丘二丁目55-20 | R 3・10・1 |
| 春居151 | くろつち訪問看護ステーション | 医療法人 春桜会 星見ヶ丘訪問看護ステーション | 春日市星見ヶ丘二丁目55-21 | R 3・10・1 |
| 春支31 | くろつちケアプランサービス | 星見ヶ丘ケアプランサービス | 春日市星見ヶ丘二丁目55-21 | R 3・10・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|------|----|------|------|-------|
|------|----|------|------|-------|

| | | | | |
|-------|----------------------|-------------------------------|-------------------------|----------|
| 嘉鞍介1 | 地方独立行政法人くらて病院 | 鞍手郡鞍手町大字中山2425-9 | 鞍手郡鞍手町大字小牧2226-2 | R 3・10・1 |
| 遠介薬40 | ナイス調剤薬局 | 遠賀郡岡垣町大字山田229-2 | 遠賀郡岡垣町東山田一丁目7-17 | H13・10・1 |
| 嘉鞍居27 | くらて病院 訪問看護ステーション | 鞍手郡鞍手町大字中山2425-9 | 鞍手郡鞍手町大字小牧2226-2 | R 3・10・1 |
| 64166 | ヘルパーステーションたすけ愛の会ひまわり | 福岡市博多区千代四丁目29-32 前田ビル4F | 福岡市博多区千代五丁目18-7 FHKビル3F | R 3・11・1 |
| 田居71 | ライフサポート・桜 | 田川市大字楠2303-4 コーモド桜ヶ丘B-1-1-201 | 田川市大字伊田3485-1 | H30・9・20 |
| 田居89 | 暖家の丘位登サービスセンター | 田川市大字位登870 | 田川市大字楠836-2 | R 3・10・4 |

福岡県告示第958号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和3年11月26日から令和3年12月17日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

| 種 類 | | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設） | |
|--|---------------------------|---|-----|
| 能力 | | 18分／個 | |
| 工事着手予定年月日 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 16時間 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | - |
| | 生物化学的酸素要求量（mg/L） | - | - |
| | 化学的酸素要求量（mg/L） | - | - |
| | 浮遊物質（mg/L） | - | - |
| | 窒素含有量（mg/L） | - | - |
| | りん含有量（mg/L） | - | - |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L） | - | - |
| | 大腸菌群数（個/cm ³ ） | - | - |
| | 汚水量（m ³ /日） | 0 | 0 |

| 種 類 | | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設） | |
|-----------|--|---|--|
| 能力 | | 18分／個 | |
| 工事着手予定年月日 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | 許可後 | |

| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 16時間 | |
|--|---------------------------|------|-----|
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | - |
| | 生物化学的酸素要求量（mg/L） | - | - |
| | 化学的酸素要求量（mg/L） | - | - |
| | 浮遊物質（mg/L） | - | - |
| | 窒素含有量（mg/L） | - | - |
| | りん含有量（mg/L） | - | - |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L） | - | - |
| | 大腸菌群数（個/cm ³ ） | - | - |
| 汚水量（m ³ /日） | 0 | 0 | |

| 種 類 | | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設） | |
|--|------------------|---|-----|
| 能力 | | 0.9分／個 | |
| 工事着手予定年月日 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 16時間 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | - |
| | 生物化学的酸素要求量（mg/L） | - | - |
| | 化学的酸素要求量（mg/L） | - | - |

| | | | |
|------|----------------------------|---|---|
| 最大の値 | 浮遊物質質量 (mg/L) | - | - |
| | 窒素含有量 (mg/L) | - | - |
| | りん含有量 (mg/L) | - | - |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | - | - |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | - |
| | 汚水量 (m ³ /日) | 0 | 0 |

| | | | |
|---|--|-----|-----|
| 種 類 | 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の63イに掲げる施設 (焼入れ施設) | | |
| 能力 | 0.9分/個 | | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 工事完成予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用開始予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 16時間 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | |
| 特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大の 値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | - |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | - | - |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | - | - |
| | 浮遊物質質量 (mg/L) | - | - |
| | 窒素含有量 (mg/L) | - | - |
| | りん含有量 (mg/L) | - | - |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | - | - |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | - |
| | 汚水量 (m ³ /日) | 0 | 0 |

| | | | |
|---|--|-----|----------|
| 種 類 | 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設) | | |
| 能力 | 1.8分/個 | | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 工事完成予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用開始予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 16時間 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | |
| 特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大の 値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | 8~12 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | - | 5,000以下 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | - | 6,000以下 |
| | 浮遊物質質量 (mg/L) | - | 500以下 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | - | 1,290以下 |
| | りん含有量 (mg/L) | - | 50以下 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | - | 12,000以下 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | 2,000以下 |
| | 汚水量 (m ³ /日) | - | 1.7 |

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 種 類 | 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設) | | |
| 能力 | 1.8分/個 | | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 工事完成予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用開始予定年月日 | 許可後 | | |

| | | | |
|---|----------------------------|-----|----------|
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 16時間 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | 8~12 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | - | 5,000以下 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | - | 6,000以下 |
| | 浮遊物質質量 (mg/L) | - | 500以下 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | - | 1,290以下 |
| | りん含有量 (mg/L) | - | 50以下 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | - | 12,000以下 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | 2,000以下 |
| | 汚水量 (m ³ /日) | - | 1.7 |

| | | | |
|---|---|-----|---------|
| 種 類 | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設） | | |
| 能力 | 0.45分/個 | | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 工事完成予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用開始予定年月日 | 許可後 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 16時間 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | - | 8~12 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | - | 5,000以下 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | - | 6,000以下 |

| | | | |
|------|----------------------------|---|----------|
| 最大の値 | 浮遊物質質量 (mg/L) | - | 500以下 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | - | 1,290以下 |
| | りん含有量 (mg/L) | - | 50以下 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | - | 12,000以下 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | 2,000以下 |
| | 汚水量 (m ³ /日) | - | 0.91 |

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

| | | | | | |
|--|----------------------|-------|------|-------|-----|
| 種 類 | 総合排水処理場 | | | | |
| 型式 | 生物処理を主とした複合処理方式 | | | | |
| 構造 | コンクリート構造及び鋼鉄構造 | | | | |
| 主要寸法 | 35m×20m、25m×10m | | | | |
| 能力 | 900m ³ /日 | | | | |
| 処理方式 | 生物処理を主とした複合処理方式 | | | | |
| 工事着手予定年月日 | 既設 | | | | |
| 工事完成予定年月日 | 既設 | | | | |
| 使用開始予定年月日 | 既設 | | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間 | | | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | | | |
| 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目 | 処 理 前 | | 処 理 後 | |
| | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | 6~10 | 6~10 | 6~8 | 6~8 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 26 | 70 | 8 | 10 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 25 | 85 | 12 | 15 |
| 浮遊物質質量 (mg/L) | 53 | 65 | 16 | 20 | |

| | | | | | |
|----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| の値 | 窒素含有量 (mg/L) | 14 | 25 | 12 | 15 |
| | りん含有量 (mg/L) | 5 | 7 | 0.8 | 1 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | 11 | 25 | 2 | 2 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | - | - | 10 | 100 |
| | 汚水量 (m ³ /日) | 720 | 900 | 720 | 900 |

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

| 事業場から排出される排出水の排水口 | | 排水口 | |
|--------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値 | 項目 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 | 6～8 | 6～8 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 8 | 10 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 12 | 15 |
| | 浮遊物質 (mg/L) | 16 | 20 |
| | 窒素含有量 (mg/L) | 12 | 15 |
| | りん含有量 (mg/L) | 0.8 | 1 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | 2 | 2 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 10 | 100 |
| | 排出水量 (m ³ /日) | 720 | 900 |

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年11月26日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

糸島市泊土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和3年4月20日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

糸島市泊字カヘタ、字池ノ浦、字フシカ坂、及び字ヲツカの各一部

4 事務所の所在地

糸島市泊1216番地の2

5 設立認可の年月日

令和3年4月8日

6 変更認可の年月日

令和3年11月10日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和3年12月1日から同月14日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類（及び名称）並びにその変更の内容

筑後中央広域都市計画公園の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

筑後市大字津島字杵ノ瀬外43字地内

みやま市瀬高町本郷字川久保外33字地内

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部公園街路課

筑後市都市対策課

みやま市都市計画課

公告

両筑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 北原 康德 | 朝倉郡筑前町久光342番地 |

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

排水ポンプ車（3備車18）6台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和3年10月29日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社クボタ九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号（住友生命博多ビル）

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

330,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年10月1日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・デジタル印刷機（備出45）
 - ・複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
 - 次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
 - キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
 - ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

- コ 営業概要表（様式第 5 号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 3 年 12 月 10 日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5 年 9 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 4 年 2 月下旬（予定）から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年 4 月福岡県告示第 339 号）に定める資格を得ている者（令和 3 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年1月12日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|--------|----|
| 01 | 01 | 文具 | AA |
| 01 | 01 | 事務機器 | AA |
| 05 | 05 | 電気通信機器 | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 電子入札による場合は、令和3年12月14日 (火曜日) 午後3時00分までに電子入札システムによる入札参加申請を行い、入札参加の確認を受けた者

(5) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に令和3年12月22日 (水曜日) 午後3時00分までに提出して確認を受けた者

・機能証明書及び保守サービス拠点一覧の提出場所及び問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(F A X) 092-643-3109

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(6) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(F A X) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年11月26日 (金曜日) から令和3年12月14日 (火曜日) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (最終日は午後3時00分まで) 5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年1月12日 (水曜日) 午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務厚生課入札室

(2) 日時

令和4年1月13日（木曜日）午後2時00分

※紙入札者は令和4年1月13日（木曜日）午後1時45分までに集合すること。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）

(8) 入札書内訳書に記載漏れがある入札。

(9) くじ番号の記載がない入札。

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(11) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit – price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
4 : 00 P M on January 12, 2022
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8577, Japan
TEL 092 – 643 – 3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
デジタル印刷機（備出45）
- (2) 調達物品及び数量

デジタル印刷機 40台
マスター、インク 一式

(3) 履行期限

デジタル印刷機 令和 4 年 3 月 31 日
マスター、インク 令和 9 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 4 年 1 月 11 日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|-----|----|
|-----|-----|-----|----|

| | | | |
|----|----|--------|-----|
| 01 | 01 | 文具 | A A |
| 01 | 02 | 事務機器 | A A |
| 05 | 01 | 電気器具 | A A |
| 05 | 02 | 電気通信機器 | A A |

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務事務厚生課調達班に令和3年12月21日（火曜日）午後5時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
F A X 092-643-3109
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
F A X 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年11月26日（金曜日）から令和3年12月21日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年1月7日（金曜日）午後3時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

令和4年1月12日（水曜日）午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又

は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達し
ない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失
うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 入札金額（単価）の全てが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、各入
札金額（単価）に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに有効
である入札書を提出した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に
くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札
事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
と。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら
れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した
福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ
（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手
続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県
の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Digital mimeograph press 40set and Unit price contract of expendable supplies
- (2) Delivery period : According to specifications
- (3) Delivery place : According to specifications
- (4) Time Limit for Tender : 3:00 PM on January 7, 2022

(5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

「福岡県財務規則」の一部を改正する規則案について、令和3年6月4日から令和3年7月5日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年11月26日に公布しました。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

総務部財産活用課調整係

電話：092-643-3086

メールアドレス：zaisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 投票用紙（小選挙区）外7件
数量 4,264,500部 外
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和3年10月6日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区堅粕三丁目16番36号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
56,421,172円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 最高裁判所裁判官国民審査公報
数量 2,644,900部
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年10月15日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社西日本新聞印刷
- (2) 所在地
福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
30,112,186円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条 1 (c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 小選挙区選挙公報 外 1 件
数量 2,661,000部 外
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 3 年 10 月 19 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社西日本新聞印刷
- (2) 所在地

- 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
46,152,694円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条 1 (c)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字奈良田1186番 1、1186番 5、1186番 7 及び1186番 8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東平尾二丁目10番16-703号
仲野 雄一郎

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和3年11月29日から令和3年12月13日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

福岡広域都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 篠栗町に係るもの

篠栗町大字和田、和田一丁目及び和田二丁目の各一部

(2) 粕屋町に係るもの

粕屋町大字大隈及び大字江辻の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

(1) 篠栗町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び篠栗町都市整備課

(2) 粕屋町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び粕屋町都市政策部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市御笠川三丁目11番1、11番4及び11番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大城四丁目11番11号

平田 隆幸

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和60年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部経営技術支援課に備え置きます。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、「肥料取締法」及び「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであることから、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を行わなかったものである。

2 規則の公布日

令和3年11月26日

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「筑後川中流平野左岸圏域河川整備計画」を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置く。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|---------|-----------------------------|
| 北九州市若松区 | 令和3年8月30日から 令和3年11月30日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2級・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------------|-----------|
| 京都郡苅田町新松山一丁目地先 | 令和3年9月30日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------|------------|
| 福岡県飯塚市勢田 | 令和3年10月14日 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年10月27日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 LaRa TOWN太宰府店
(2) 所在地 筑紫野市塔原東五丁目11番5号
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|----------------|---------|----------------|---------|
| 駐車場の位置 | 収容台数（台） | 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
| 店舗棟南西側及び南東側平面部 | 100 | 店舗棟南西側及び南東側平面部 | 77 |
| 店舗棟南東側平面部 | | 店舗棟南東側平面部 | 19 |
| 店舗棟北側平面部 | | 店舗棟北側平面部 | 14 |
| 合計 | 100 | 合計 | 110 |

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------|---------|--------|---------|
| 駐輪場の位置 | 収容台数（台） | 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
| 店舗棟南西側 | 23 | 店舗棟南西側 | 23 |

| | | | |
|--------|----|--------|----|
| 店舗棟南東側 | 52 | 店舗棟南東側 | 10 |
| 合計 | 75 | 合計 | 33 |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | | 変更後 | |
|---------------|--------|--------|------|------|
| | 開店時刻 | 閉店時刻 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
| 株式会社トライアルカンパニ | 午前9:00 | 午前3:00 | 24時間 | |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | | 変更後 | |
|---------|----------------|---------|----------------|
| 駐車場No.1 | 24時間 | 駐車場No.1 | 24時間 |
| 駐車場No.2 | 午前8:00～午後11:00 | 駐車場No.2 | 24時間 |
| 駐車場No.3 | 午前8:00～午前1:00 | 駐車場No.3 | 午前6:00～午後10:00 |

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|---------------|------|
| 午前9:00～午後5:00 | 24時間 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年10月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ 南宗像店

(2) 所在地 宗像市大字光岡字立浦105番外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 変更前（平方メートル） | 変更後（平方メートル） |
|-------------|-------------|
| 9,860 | 11,891 |

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 駐車場の位置 | 収容台数（台） | 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
| A棟建物南側 | 159 | A棟建物南側 | 168 |
| A棟建物東側 | 63 | A棟建物東側 | 91 |
| B棟建物南側・東側 | 36 | B棟建物南側・東側 | 41 |
| 合計 | 258 | 合計 | 300 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------|---------|---------|---------|
| 駐輪場の位置 | 収容台数（台） | 駐輪場の位置 | 収容台数（台） |
| A棟建物南側 | 10 | A棟建物南東側 | 10 |
| 合計 | 10 | 合計 | 10 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 変更前 | | 変更後 | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 荷さばき施設の位置 | 面積（平方メートル） | 荷さばき施設の位置 | 面積（平方メートル） |
| A棟建物北側 | 72 | A棟建物東側 | 72 |

| | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| B 棟建物北東側 | 50 | B 棟建物北東側 | 50 |
| 合計 | 122 | 合計 | 122 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) | 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) |
| A 棟建物北側 | 31.07 | A 棟建物東側 | 31.95 |
| 合計 | 31.07 | 合計 | 31.95 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年11月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームセンターダイキ上津店

(2) 所在地 久留米市上津字北田1171-1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

株式会社ホームセンターサンコー
代表取締役 矢野 健治
熊本県熊本市東区東町二丁目1番15号

DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス原田店

(2) 所在地 筑紫野市原田六丁目7番5、7番6、7番7、7番8、7番9、7番10、7番11、7番12、7番13、7番14、7番15、7番16、7番17、7番18、7番19、7番20、1014番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第159号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県久留米市第二支部、さとう信勝後援会、自由民主党福岡県北九州市若松区第三支部、二宮眞盛後援会、自由民主党福岡県第二選挙区支部、ふたば公人後援会、冨永計久後援会及びついちらは陽子後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成29年分収支報告書の要旨（平成30年11月福岡県選挙管理委員会告示第106号及び平成31年3月福岡県選挙管理委員会告示第44号）、平成30年分収支報告書の要旨（平成31年11月福岡県選挙管理委員会告示第79号）及び令和元年分収支報告書の要旨（令和2年11月福岡県選挙管理委員会告示第79号）及び令和元年分収支報告書の要旨（令和2年11月福岡県選挙管理委員会告示第79号）及び令和元年分収支報告書の要旨（令和2年11月福岡県選挙管理委員会告示第79号）

示第109号)の一部を、次のとおり改める。

令和 3 年 11 月 26 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

平成29年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県久留米市第二支部の項を次のとおり改める。

| | | | |
|----------------------------|------------|--------|--|
| 85 自由民主党福岡県久留米市第二支部 | | | |
| 報告年月日 | 30.03.12 | | |
| 1 収入総額 | 47,487,394 | | |
| 前年繰越額 | 37,117,087 | | |
| 本年収入額 | 10,370,307 | | |
| 2 支出総額 | 5,864,667 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | 10,370,000 | | |
| 団体分 | 10,320,000 | | |
| 政治団体分 | 50,000 | | |
| その他の収入 | 307 | | |
| 一件十万円未満のもの | 307 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 經常経費 | 5,062,978 | | |
| 人件費 | 1,841,800 | | |
| 光熱水費 | 98,430 | | |
| 備品・消耗品費 | 1,115,834 | | |
| 事務所費 | 2,006,914 | | |
| 政治活動費 | 801,689 | | |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | 60,000 | | |
| 組織活動費 | 706,689 | | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 35,000 | | |
| 機関紙誌の発行事業費 | 35,000 | | |
| 寄附・交付金 | 60,000 | | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔団体分〕 | | | |
| (株)古賀住設 | 1,200,000 | 久留米市 | |
| (株)萬代 | 120,000 | 久留米市 | |
| 創信会 | 360,000 | 久留米市 | |
| (有)野田総業 | 120,000 | 久留米市 | |
| (株)北斗開発 | 1,200,000 | 久留米市 | |
| 栗田興産 | 100,000 | うきは市 | |
| (株)トラスト工業 | 2,000,000 | 久留米市 | |
| (株)梅谷商事 | 90,000 | 福岡市博多区 | |
| (株)井上建機リース | 200,000 | 久留米市 | |
| (株)ユニ企画 | 200,000 | 久留米市 | |
| (株)行徳建設 | 100,000 | 久留米市 | |
| (株)福田組 | 100,000 | 小郡市 | |
| 筑後川砂利砂協業組合 | 100,000 | 久留米市 | |
| 久留米地区土木業協同組合 | 300,000 | 久留米市 | |
| (株)永幸建設 | 340,000 | 久留米市 | |
| (株)高木組 | 330,000 | 久留米市 | |
| 南筑工建(株) | 330,000 | 小郡市 | |
| 九州防水(株) | 600,000 | 久留米市 | |
| 相田電気管理事務所 | 80,000 | 久留米市 | |
| (株)共和テック | 2,400,000 | 久留米市 | |
| 年間五万円以下のもの | 50,000 | | |
| 〔政治団体分〕 | | | |
| 年間五万円以下のもの | 50,000 | | |

平成29年分収支報告書の要旨中、さとう信勝後援会の項を次のとおり改める。

| | | |
|-------------|----------|--|
| 23 さとう信勝後援会 | | |
| 報告年月日 | 30.07.09 | |
| 1 収入総額 | 100,006 | |
| 前年繰越額 | 6 | |
| 本年収入額 | 100,000 | |
| 2 支出総額 | 75,600 | |

| | | |
|-----------|---------|-----|
| 3 本年収入の内訳 | | |
| 寄附 | 100,000 | |
| 個人分 | 100,000 | |
| 4 支出の内訳 | | |
| 政治活動費 | 75,600 | |
| 組織活動費 | 75,600 | |
| 5 寄附の内訳 | | |
| 〔個人分〕 | | |
| 佐藤 信勝 | 100,000 | 直方市 |

平成30年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県北九州市若松区第三支部の項を次のとおり改める。

| | | | |
|------------------------|------------|----------|--|
| 82 自由民主党福岡県北九州市若松区第三支部 | | | |
| 報告年月日 | 31.02.22 | | |
| 1 収入総額 | 10,726,957 | | |
| 前年繰越額 | 4,481,638 | | |
| 本年収入額 | 6,245,319 | | |
| 2 支出総額 | 7,339,997 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | 3,431,312 | | |
| 個人分 | 334,000 | | |
| 団体分 | 3,097,312 | | |
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 2,811,000 | | |
| うへの照弘市政報告・春の懇親会 | 459,000 | | |
| うへの照弘2018年「望年会」 | 1,715,000 | | |
| その他の催物事業 | 637,000 | | |
| その他の収入 | 3,007 | | |
| 一件十万円未満のもの | 3,007 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 經常経費 | 2,133,146 | | |
| 人件費 | 2,050,000 | | |
| 事務所費 | 83,146 | | |
| 政治活動費 | 5,206,851 | | |
| 組織活動費 | 1,794,285 | | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,654,714 | | |
| 政治資金パーティー開催事業費 | 1,223,195 | | |
| その他の事業費 | 431,519 | | |
| 調査研究費 | 259,564 | | |
| 寄附・交付金 | 380,000 | | |
| その他の経費 | 1,118,288 | | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔個人分〕 | | | |
| 上野 照弘 | 120,000 | 北九州市若松区 | |
| 豊永 恵 | 120,000 | 北九州市小倉北区 | |
| 年間五万円以下のもの | 94,000 | | |
| 〔団体分〕 | | | |
| (有)九州設備工業所 | 600,000 | 北九州市若松区 | |
| (株)宝山 | 60,000 | 北九州市若松区 | |
| (有)若松海事 | 60,000 | 北九州市若松区 | |
| (有)平嶋工業 | 120,000 | 北九州市若松区 | |
| (有)内堀管財商会 | 120,000 | 北九州市若松区 | |
| 日信工業(株) | 119,352 | 北九州市若松区 | |
| 明信産業(株) | 119,352 | 北九州市若松区 | |
| (医)福和会 | 116,112 | 北九州市若松区 | |
| (株)山本建設 | 71,892 | 北九州市若松区 | |
| 北九州市水道工事センター協会 | 300,000 | 北九州市若松区 | |
| 山和(株) | 120,000 | 北九州市小倉北区 | |
| 神野建設(株) | 120,000 | 北九州市若松区 | |
| (株)木下設備 | 114,816 | 北九州市八幡西区 | |
| (株)誠伸建設 | 118,704 | 北九州市門司区 | |
| 若松港湾工業(株) | 120,000 | 北九州市若松区 | |
| (株)CHIREN | 120,000 | 北九州市八幡西区 | |
| (株)敷田水道設備 | 72,000 | 北九州市八幡西区 | |
| (株)西日本テック | 120,000 | 北九州市若松区 | |
| (株)白海 | 100,000 | 北九州市若松区 | |
| 年間五万円以下のもの | 405,084 | | |

平成30年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第二選挙区支部の項を次のとおり改める。

| | | | |
|----------------------------|---------------|------------|---------|
| 109 自由民主党福岡県第二選挙区支部 | | | |
| 国会議員関係政治団体の区分 | 法第十九条の七第一項第一号 | | |
| 公職の候補者の氏名 | 鬼木 誠 | | |
| 公職の候補者に係る公職の種類 | 衆議院議員 | | |
| 報告年月日 | 01.05.31 | | |
| 1 収入総額 | 19,935,773 | | |
| 前年繰越額 | 5,467,313 | | |
| 本年収入額 | 14,468,460 | | |
| 2 支出総額 | 17,715,708 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 個人の党費・会費 | (435人) | 395,450 | |
| 寄附 | | 1,573,000 | |
| 個人分 | | 650,000 | |
| 団体分 | | 823,000 | |
| 政治団体分 | | 100,000 | |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | | 12,500,000 | |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | | 500,000 | |
| 自由民主党本部 | | 12,000,000 | |
| その他の収入 | | 10 | |
| 一件十万円未満のもの | | 10 | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 経常経費 | | 9,708,398 | |
| 人件費 | | 7,326,999 | |
| 光熱水費 | | 197,772 | |
| 備品・消耗品費 | | 209,542 | |
| 事務所費 | | 1,974,085 | |
| 政治活動費 | | 8,007,310 | |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | | 400,000 | |
| 組織活動費 | | 2,817,968 | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | | 3,649,342 | |
| 機関紙誌の発行事業費 | | 1,459,080 | |
| 宣伝事業費 | | 2,190,262 | |
| 寄附・交付金 | | 1,540,000 | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔個人分〕 | | | |
| 道木 公吾 | | 150,000 | 福岡市中央区 |
| 原田 順子 | | 300,000 | 福岡市中央区 |
| 堤 光太郎 | | 100,000 | 福岡市博多区 |
| 年間五万円以下のもの | | 100,000 | |
| 〔団体分〕 | | | |
| 福高総合技術コンサルタント(株) | | 120,000 | 福岡市博多区 |
| (株)ダンガミ | | 100,000 | 福岡市中央区 |
| (株)八百治 | | 300,000 | 福岡市博多区 |
| 年間五万円以下のもの | | 303,000 | |
| 〔政治団体分〕 | | | |
| 旅館ホテル政経懇話会 | | 100,000 | 東京都千代田区 |

平成30年分収支報告書の要旨中、二宮眞盛後援会の項を次のとおり改める。

| | | | |
|-------------------|----------|--------|--|
| 349 二宮眞盛後援会 | | | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 二宮 眞盛 | | |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 県議 | | |
| 報告年月日 | 31.03.15 | | |
| 1 収入総額 | 33,025 | | |
| 前年繰越額 | 625 | | |
| 本年収入額 | 32,400 | | |
| 2 支出総額 | 32,460 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | | 32,400 | |
| 政治団体分 | | 32,400 | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 政治活動費 | | 32,460 | |
| 組織活動費 | | 32,460 | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔政治団体分〕 | | | |

年間五万円以下のもの 32,400

平成30年分収支報告書の要旨中、ふたば公人後援会の項を次のとおり改める。

| | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----|
| 730 ふたば公人後援会 | | | |
| 報告年月日 | 31.03.05 | | |
| 1 収入総額 | 1,090,667 | | |
| 前年繰越額 | 40,667 | | |
| 本年収入額 | 1,050,000 | | |
| 2 支出総額 | 62,000 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | | 1,050,000 | |
| 個人分 | | 1,050,000 | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 政治活動費 | | 62,000 | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | | 62,000 | |
| 機関紙誌の発行事業費 | | 62,000 | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔個人分〕 | | | |
| 二場 公人 | | 1,050,000 | 田川市 |

平成30年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県久留米市第二支部の項を次のとおり改める。

| | | | |
|----------------------------|------------|-----------|--------|
| 10 自由民主党福岡県久留米市第二支部 | | | |
| 報告年月日 | 31.04.26 | | |
| 1 収入総額 | 51,563,154 | | |
| 前年繰越額 | 41,622,727 | | |
| 本年収入額 | 9,940,427 | | |
| 2 支出総額 | 6,673,208 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | | 8,830,000 | |
| 団体分 | | 8,470,000 | |
| 政治団体分 | | 360,000 | |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | | 1,110,000 | |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | | 1,110,000 | |
| その他の収入 | | 427 | |
| 一件十万円未満のもの | | 427 | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 経常経費 | | 5,684,676 | |
| 人件費 | | 1,971,405 | |
| 光熱水費 | | 106,489 | |
| 備品・消耗品費 | | 1,544,381 | |
| 事務所費 | | 2,062,401 | |
| 政治活動費 | | 988,532 | |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | | 60,000 | |
| 組織活動費 | | 895,322 | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | | 33,210 | |
| 機関紙誌の発行事業費 | | 33,210 | |
| 寄附・交付金 | | 60,000 | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔団体分〕 | | | |
| (株)古賀住設 | | 1,200,000 | 久留米市 |
| (株)萬代 | | 120,000 | 久留米市 |
| 剣信会 | | 360,000 | 久留米市 |
| (有)野田総業 | | 120,000 | 久留米市 |
| (株)北斗開発 | | 1,200,000 | 久留米市 |
| (株)トラスト工業 | | 2,000,000 | 久留米市 |
| (株)井上建機リース | | 100,000 | 久留米市 |
| (株)梅谷商事 | | 120,000 | 福岡市博多区 |
| 筑後川砂利砂協業組合 | | 100,000 | 久留米市 |
| 伊東建設(株) | | 300,000 | 久留米市 |
| 久留米地区土木業協同組合 | | 300,000 | 久留米市 |
| (株)共和テック | | 2,400,000 | 久留米市 |
| 相田電気管理事務所 | | 100,000 | 久留米市 |
| 年間五万円以下のもの | | 50,000 | |
| 〔政治団体分〕 | | | |

福岡県薬剤師連盟 300,000 福岡市博多区
 福岡県印刷産業政治連盟 60,000 福岡市博多区
 平成30年分収支報告書の要旨中、さとう信勝後援会の項を次のとおり改める。

| | |
|----------------|-------------|
| 26 さとう信勝後援会 | |
| 報告年月日 | 31.04.15 |
| 1 収入総額 | 524,406 |
| 前年繰越額 | 24,406 |
| 本年収入額 | 500,000 |
| 2 支出総額 | 151,200 |
| 3 本年収入の内訳 | |
| 寄附 | 500,000 |
| 個人分 | 500,000 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 151,200 |
| 組織活動費 | 75,600 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 75,600 |
| 宣伝事業費 | 75,600 |
| 5 寄附の内訳 | |
| 〔個人分〕 | |
| 佐藤 信勝 | 500,000 直方市 |

令和元年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県北九州市若松区第三支部の項を次のとおり改める。

| | |
|------------------------|------------------|
| 91 自由民主党福岡県北九州市若松区第三支部 | |
| 報告年月日 | 02.03.06 |
| 1 収入総額 | 9,597,687 |
| 前年繰越額 | 3,386,960 |
| 本年収入額 | 6,210,727 |
| 2 支出総額 | 6,180,090 |
| 3 本年収入の内訳 | |
| 寄附 | 4,172,714 |
| 個人分 | 360,000 |
| 団体分 | 3,812,714 |
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 1,838,003 |
| うへの照弘後援会2019年「望年会」 | 1,195,003 |
| その他の催物事業 | 643,000 |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 200,000 |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | 200,000 |
| その他の収入 | 10 |
| 一件十万円未満のもの | 10 |
| 4 支出の内訳 | |
| 経常経費 | 2,036,863 |
| 人件費 | 1,800,000 |
| 事務所費 | 236,863 |
| 政治活動費 | 4,143,227 |
| 組織活動費 | 1,557,066 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 998,632 |
| 政治資金パーティー開催事業費 | 678,480 |
| その他の事業費 | 320,152 |
| 調査研究費 | 240,210 |
| 寄附・交付金 | 188,000 |
| その他の経費 | 1,159,319 |
| 5 寄附の内訳 | |
| 〔個人分〕 | |
| 上野 照弘 | 120,000 北九州市若松区 |
| 豊永 恵 | 120,000 北九州市小倉北区 |
| 年間五万円以下のもの | 120,000 |
| 〔団体分〕 | |
| (有)九州設備工業所 | 600,000 北九州市若松区 |
| (株)宝山 | 60,000 北九州市若松区 |
| (有)若松海事 | 60,000 北九州市若松区 |
| (有)平嶋工業 | 120,000 北九州市若松区 |
| (有)内堀管材商会 | 120,000 北九州市若松区 |
| 日信工業(株) | 119,354 北九州市若松区 |
| 明信産業(株) | 119,354 北九州市若松区 |
| (医)福和会 | 106,424 北九州市若松区 |

| | | |
|----------------|---------|----------|
| (株)山本建設 | 71,892 | 北九州市若松区 |
| 北九州市水道工事センター協会 | 900,000 | 北九州市若松区 |
| 山和(株) | 120,000 | 北九州市小倉北区 |
| 神野建設(株) | 120,000 | 北九州市若松区 |
| (株)木下設備 | 114,792 | 北九州市八幡西区 |
| (株)誠伸建設 | 118,692 | 北九州市門司区 |
| (株)若港 | 120,000 | 北九州市若松区 |
| (株)CHIREN | 120,000 | 北九州市八幡西区 |
| (株)敷田水道設備 | 72,000 | 北九州市八幡西区 |
| (株)西日本テック | 120,000 | 北九州市若松区 |
| (株)白海 | 100,000 | 北九州市若松区 |
| (株)MYコーポレーション | 120,000 | 東京都新宿区 |
| 年間五万円以下のもの | 410,206 | |

令和元年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県久留米市第二支部の項を次のとおり改める。

| | | |
|----------------------------|-------------|---------------|
| 96 自由民主党福岡県久留米市第二支部 | | |
| 報告年月日 | 02.03.26 | |
| 1 収入総額 | 100,510,302 | |
| 前年繰越額 | 44,889,946 | |
| 本年収入額 | 55,620,356 | |
| 2 支出総額 | 29,485,839 | |
| 3 本年収入の内訳 | | |
| 寄附 | 10,530,000 | |
| 団体分 | 10,270,000 | |
| 政治団体分 | 260,000 | |
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 44,790,000 | |
| 自由民主党福岡県支部連合会会長就任祝賀会 | 44,790,000 | |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 300,000 | |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | 300,000 | |
| その他の収入 | 356 | |
| 一件十万円未満のもの | 356 | |
| 4 支出の内訳 | | |
| 経常経費 | 12,305,701 | |
| 人件費 | 4,039,455 | |
| 光熱水費 | 398,238 | |
| 備品・消耗品費 | 2,593,002 | |
| 事務所費 | 5,275,006 | |
| 政治活動費 | 17,180,138 | |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | 60,000 | |
| 組織活動費 | 3,741,520 | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 13,378,618 | |
| 政治資金パーティー開催事業費 | 13,378,618 | |
| 寄附・交付金 | 60,000 | |
| 5 寄附の内訳 | | |
| 〔団体分〕 | | |
| (株)古賀住設 | 1,200,000 | 久留米市 |
| (株)萬代 | 120,000 | 久留米市 |
| 剣信会 | 360,000 | 久留米市 |
| (有)野田総業 | 120,000 | 久留米市 |
| (株)北斗開発 | 1,200,000 | 久留米市 |
| (株)梅谷商事 | 120,000 | 福岡市博多区 |
| 筑後川砂利砂協業組合 | 250,000 | 久留米市 |
| (株)井上建機リース | 200,000 | 久留米市 |
| (株)トラスト工業 | 3,000,000 | 久留米市 |
| (株)豊福土木 | 500,000 | 久留米市 |
| 浮羽生コンクリート(株) | 100,000 | うきは市 |
| (有)オーム電工 | 300,000 | 久留米市 |
| 久留米地区土木業協同組合 | 300,000 | 久留米市 |
| 相田電気管理事務所 | 100,000 | 久留米市 |
| (株)共和テック | 2,400,000 | 久留米市 |
| 〔政治団体分〕 | | |
| 久留米三井薬剤師連盟 | 100,000 | 久留米市 |
| 久留米医師連盟 | 100,000 | 久留米市 |
| 福岡県印刷産業政治連盟 | 60,000 | 福岡市博多区 |
| 6 特定パーティーの概要 | | |
| 自由民主党福岡県支部連合会会長就任祝賀会 | 44,790,000 | 2,240人 福岡市博多区 |

令和元年年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第二選挙区支部の項を次のとおり

改める。

| | | | |
|--|--|---------|--|
| 119 自由民主党福岡県第二選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日 | 法第十九条の七第一項第一号 鬼木 誠 衆議院議員 02.05.28 | | |
| 1 収入総額 | 24,198,523 | | |
| 前年繰越額 | 2,220,065 | | |
| 本年収入額 | 21,978,458 | | |
| 2 支出総額 | 21,736,790 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 個人の党費・会費 | (1032人) | 918,450 | |
| 寄附 | | | |
| 団体分 | 1,130,000 | | |
| 政治団体分 | 6,630,000 | | |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 13,300,000 | | |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | 300,000 | | |
| 自由民主党本部 | 13,000,000 | | |
| その他の収入 | 8 | | |
| 一件十万円未満のもの | 8 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 經常経費 | 14,629,237 | | |
| 人件費 | 10,507,919 | | |
| 光熱水費 | 223,917 | | |
| 備品・消耗品費 | 212,202 | | |
| 事務所費 | 3,685,199 | | |
| 政治活動費 | 7,107,553 | | |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | 20,000 | | |
| 組織活動費 | 606,770 | | |
| 選挙関係費 | 98,280 | | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 5,862,503 | | |
| 機関紙誌の発行事業費 | 1,607,226 | | |
| 宣伝事業費 | 4,102,707 | | |
| その他の事業費 | 152,570 | | |
| 寄附・交付金 | 540,000 | | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔団体分〕 | | | |
| 福高総合技術コンサルタント(株) | 120,000 | 福岡市博多区 | |
| (株)パワーホールディングス | 500,000 | 福岡市中央区 | |
| (株)野ロコイン | 500,000 | 福岡市中央区 | |
| 年間五万円以下のもの | 10,000 | | |
| 〔政治団体分〕 | | | |
| 鬼木誠後援会 | 6,630,000 | 福岡市中央区 | |

令和元年年分収支報告書の要旨中、富永計久後援会の項を次のとおり改める。

| | | | |
|---|-----------------------------|--|--|
| 314 富永計久後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日 | 富永 計久 指定市議福岡 02.03.30 | | |
| 1 収入総額 | 11,089,324 | | |
| 前年繰越額 | 7,342,319 | | |
| 本年収入額 | 3,747,005 | | |
| 2 支出総額 | 7,950,396 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | 3,731,000 | | |
| 個人分 | 1,856,000 | | |
| 団体分 | 500,000 | | |
| 政治団体分 | 1,375,000 | | |
| その他の収入 | 16,005 | | |
| 一件十万円未満のもの | 16,005 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 經常経費 | 2,735,346 | | |
| 人件費 | 944,000 | | |
| 光熱水費 | 85,468 | | |
| 備品・消耗品費 | 774,172 | | |
| 事務所費 | 931,706 | | |

| | | | |
|-----------------|-----------|--------|--|
| 政治活動費 | 5,215,050 | | |
| 組織活動費 | 826,711 | | |
| 選挙関係費 | 2,000,000 | | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 2,388,339 | | |
| 宣伝事業費 | 2,347,339 | | |
| その他の事業費 | 41,000 | | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔個人分〕 | | | |
| 富永 計久 | 1,626,000 | 福岡市西区 | |
| 正岡 民次 | 200,000 | 福岡市東区 | |
| 年間五万円以下のもの | 30,000 | | |
| 〔団体分〕 | | | |
| 日本薬局協会福岡西支部 | 500,000 | 福岡市博多区 | |
| 〔政治団体分〕 | | | |
| 自由民主党福岡県第三選挙区支部 | 300,000 | 福岡市早良区 | |
| 福岡市医師連盟 | 100,000 | 福岡市早良区 | |
| 日本薬剤師連盟 | 200,000 | 東京都新宿区 | |
| 福岡県薬剤師連盟 | 300,000 | 福岡市博多区 | |
| 自由民主党福岡市西区支部 | 475,000 | 福岡市西区 | |

令和元年年分収支報告書の要旨中、二宮眞盛後援会の項を次のとおり改める。

| | | | |
|---|-------------------------|---------|--|
| 342 二宮眞盛後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日 | 二宮 眞盛 県議 02.03.03 | | |
| 1 収入総額 | 1,652,960 | | |
| 前年繰越額 | 565 | | |
| 本年収入額 | 1,652,395 | | |
| 2 支出総額 | 1,652,395 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | 1,652,395 | | |
| 政治団体分 | 1,652,395 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 經常経費 | 120,000 | | |
| 事務所費 | 120,000 | | |
| 政治活動費 | 1,532,395 | | |
| 組織活動費 | 199,481 | | |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,332,914 | | |
| 宣伝事業費 | 1,332,914 | | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔政治団体分〕 | | | |
| 公明党北九州総支部 | 291,401 | 北九州市戸畑区 | |
| 公明党福岡県本部 | 1,331,834 | 福岡市東区 | |
| 年間五万円以下のもの | 29,160 | | |

令和元年年分収支報告書の要旨中、ふたば公人後援会の項を次のとおり改める。

| | | | |
|-----------------------|-----------|--------|--|
| 741 ふたば公人後援会 報告年月日 | 02.01.29 | | |
| 1 収入総額 | 2,478,667 | | |
| 前年繰越額 | 1,028,667 | | |
| 本年収入額 | 1,450,000 | | |
| 2 支出総額 | 2,327,785 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附 | 1,450,000 | | |
| 個人分 | 1,450,000 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 經常経費 | 444,617 | | |
| 光熱水費 | 264,282 | | |
| 備品・消耗品費 | 100,030 | | |
| 事務所費 | 80,305 | | |
| 政治活動費 | 1,883,168 | | |
| 組織活動費 | 1,633,168 | | |
| その他の経費 | 250,000 | | |
| 5 寄附の内訳 | | | |
| 〔個人分〕 | | | |
| 二場 公人 | 1,200,000 | 田川市 | |
| 藤吉 俊数 | 250,000 | 田川郡大任町 | |

令和元年年分収支報告書の要旨中、さとう信勝後援会の項を次のとおり改める。

| | |
|-------------|-----------------|
| 39 さとう信勝後援会 | |
| 報告年月日 | 02. 04. 02 |
| 1 収入総額 | 874, 204 |
| 前年繰越額 | 373, 206 |
| 本年収入額 | 500, 998 |
| 2 支出総額 | 856, 738 |
| 3 本年収入の内訳 | |
| 寄附 | 500, 998 |
| 個人分 | 500, 998 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 856, 738 |
| 選挙関係費 | 447, 738 |
| 寄附・交付金 | 409, 000 |
| 5 寄附の内訳 | |
| 〔個人分〕 | |
| 深見 ケイ子 | 100, 998 鞍手郡小竹町 |
| 佐藤 孝子 | 400, 000 直方市 |

令和元年年分収支報告書の要旨中、ついちらは陽子後援会の項を次のとおり改める。

| | |
|---------------|----------------|
| 52 ついちらは陽子後援会 | |
| 報告年月日 | 02. 05. 01 |
| 1 収入総額 | 70, 000 |
| 本年収入額 | 70, 000 |
| 2 支出総額 | 0 |
| 3 本年収入の内訳 | |
| 寄附 | 70, 000 |
| 政治団体分 | 70, 000 |
| 4 寄附の内訳 | |
| 〔政治団体分〕 | |
| 立憲民主党福岡県連合 | 70, 000 福岡市博多区 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第243号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき次の医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号）第5条の規定により告示する。

令和3年11月26日

福岡県公安委員会

| 医師の氏名 | 勤務する医療機関 | | 診断の対象者 |
|----------------|----------|----------------------|--|
| | 名 称 | 所在地 | |
| 吉村 玲児 新開 隆弘 | 産業医科大学病院 | 北九州市八幡西区 医生ヶ丘1番1号 | 法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは |

| | | | |
|-------|----------|----------------------|--|
| | | | 第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 |
| 豊田 知子 | 産業医科大学病院 | 北九州市八幡西区 医生ヶ丘1番1号 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 |
| 足立 弘明 | 産業医科大学病院 | 北九州市八幡西区 医生ヶ丘1番1号 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 |

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第200号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

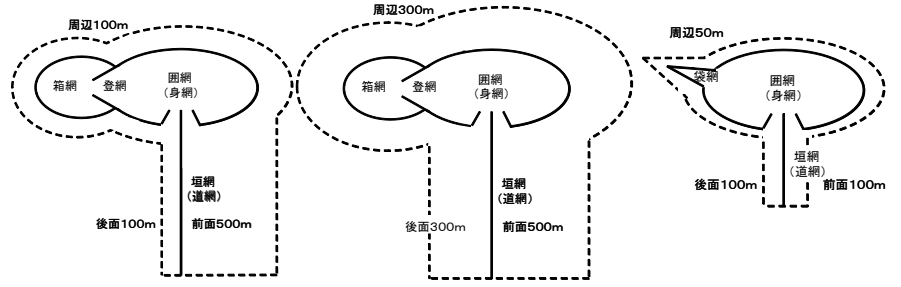
令和3年11月26日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

- 指示の適用海域
筑前海区海域
- 指示の内容
次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。
(1) 落網（登網を持つ小型定置網）
垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。
(2) 落網以外の小型定置網
垣網（道網）の前面100メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺50メートル。
- 指示期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域（参考）



落網（姫島地先以外）

落網（姫島地先）

落網以外の小型定置網